

資料30 京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例の施行状況（15年度）

事 項	件 数
保 管 用 地 の 届 出 の 件 数	19
保 管 用 地 の 廃 止 の 件 数	0
勸 告 の 件 数	0
報 告 の 徴 収 の 件 数	4
立 入 検 査 の 件 数	10,656
搬 入 一 時 停 止 命 令 の 件 数	0
公 表 の 件 数	22
法 第 1 4 条 の 3 の 規 定 に よ る 産 業 廃 棄 物 処 理 業 の 許 可 取 消 し	11
法 第 1 5 条 の 3 の 規 定 に よ る 産 業 廃 棄 物 処 理 施 設 の 許 可 取 消 し	1
法 第 1 9 条 の 4 の 規 定 に よ る 措 置 命 令	8
法 違 反 の 告 発	2

注1 「法」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいう。

2 「立入検査の件数」とは、不法投棄現場等に対する監視員等の立入検査の実績であり、条例又は法に基づく立入検査数をいう。